

(あて先) 長崎市長

申込者住所

氏名

長崎市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度登録申込書

長崎市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、登録を申し込みます。

[登録者]

氏名		
生年月日		年 月 日
住民票	住所	<input type="checkbox"/> 上記申込者住所と同じ <input type="checkbox"/> 〒 - 長崎市
戸籍	本籍	長崎市
	筆頭者氏名	
電話番号		- - (平日8:45~17:30につながる電話番号)

[申込を代理人が行う場合の代理人について]

氏名	
申込者との関係	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人
住所	
電話番号	- - (平日8:45~17:30につながる電話番号)

※長崎市処理欄 ◎ここから下は記入しないでください。

(受付場所)

FAX送信

来庁者 確認	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人		受付	確認	照合	入力			照合
	1枚	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他( )				住民票	戸籍 附票	EUC	
公的身分証 または職関	2枚	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 聴聞( ) ※聴聞のみは不可	日付	/	/	/	/	/	/
代理人 権限確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 長崎市端末(戸籍・住記) <input type="checkbox"/> その他( )		担当						
端末 確認	<input type="checkbox"/> 住記に記載有 <input type="checkbox"/> 戸籍に記載有(どちらかで確認)								

## 長崎市住民票の写し等の交付にかかる本人通知制度について（お知らせ）

本人通知制度は、住民票や戸籍などの証明書を第三者（代理人を含む）に交付した場合、そのことを事前に登録した方へお知らせする制度で、証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的としています。

※ この制度は、第三者（代理人を含む）から証明書の請求があった際に、交付の可否を登録した方に確認したり、請求者の住所や氏名などをお知らせする制度ではありません。

また、通知の対象は登録した方本人の証明書を第三者（代理人を含む）に交付した場合に限ります。（同じ証明書に記載されている方でも、登録していなければ対象となりません。）

**登録対象者** 長崎市に住民登録または戸籍の本籍がある方（過去も含む）のうち、登録を希望する方  
**必要なもの** ●本人通知制度登録申込書（本書表面）  
●本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）  
※代理人が来庁の際は委任状などの権限確認書類と代理人の本人確認書類  
**受付場所** 各地域センター（黒崎、池島、長浦事務所を含む）  
※郵送でも申込できます。中央地域センター証明交付係に郵送ください。

### 「第三者」による請求とは？

住民票の写しは本人と同世帯の方、戸籍や戸籍の附票は戸籍に記載されている方やその配偶者、直系の方は理由なく請求できますが、住民基本台帳法や戸籍法の規定に基づき、代理人や正当な理由がある第三者も請求ができ、交付を受けることができます。

○ 本人等から委任状などにより委任された代理人による請求

○ 特定事務受任者（有資格者）による職務上請求

（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）

○ その他、正当な理由がある者による請求

※公用（国や地方公共団体）請求や疾病の学術研究を目的とした請求は、通知の対象外です。

### 対象となる証明書

○住民票の写し（本籍、国籍記載のもの） ○戸籍謄本・抄本 ○戸籍の附票の写し

※ 改製されたもの、除票・除籍を含みます。

### 交付に係る通知書

申込後、登録した方の証明書を第三者（代理人を含む）に交付した場合、交付日から30日を経過した後、交付に係る通知書を登録者の住所へ郵送します。通知書でお知らせする事項は次のとおりです。

○ 交付年月日

○ 交付した証明書の種別（住民票の写し、戸籍謄本・抄本、戸籍附票の写しなど）

○ 交付通数

○ 交付請求者の種別（本人等の代理人・第三者）

・通知書では、証明書の請求者の氏名や住所等の個人情報は通知されません。

・証明書の交付申請書は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人が開示請求をすることができますが、開示が認められた場合でも、規定の範囲内での情報が開示されることになり、請求者の個人情報は原則非開示となります。

### その他

申し込む方の登録事項を長崎市の住民票・戸籍で確認しますのでご了承ください。

長崎市役所 中央地域センター 証明交付係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（1階）

電話番号 095-822-8888（内線 3351,3352）